# 平成30年度決算の概要 (数値編)

尼崎市

令和元年8月

## 目 次

1	平成 30 年度決算	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	各会計別収支状況	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	一般会計款別歳入	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4	一般会計款別歳出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
5	一般会計性質別歳入	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
6	一般会計性質別歳出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
7	一般会計歳入決算額(対予算額)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
8	一般会計歳出決算額(対予算額)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
9	基金現在高集計表	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
10	実質赤字比率及び連結実質赤字比率	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
11	実質公債費比率	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
12	将来負担比率	•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
13	資金不足比率						•	•	•	•	•	•		•	13

#### 1 平成 30 年度決算

(単位:千円)

区分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支	29 年 度 実質収支
	A	В	C=A-B	D	E=C-D	
一般会計	205, 885, 923	205, 116, 277	769, 646	405, 537	364, 109	196, 331
特別会計	103, 299, 536	97, 354, 517	5, 945, 019	-	5, 945, 019	5, 930, 596
合 計	309, 185, 459	302, 470, 794	6, 714, 665	405, 537	6, 309, 128	6, 126, 927

《一般会計》 (単位:千円、%)

E .	30 年 度		29 年 度		差引
区分	a	前年比	b	前年比	a-b
形式収支	769, 646	195. 2	394, 286	61.0	375, 360
翌年度に繰り越すべき財源	405, 537	204. 9	197, 955	52. 9	207, 582
実 質 収 支	364, 109	185. 5	196, 331	72. 2	167, 778
単年度収支	167, 778	1	△ 75, 687	1	243, 465
財政調整基金積立金	616, 256	296. 3	208, 017	6. 1	408, 239
繰 上 償 還 金	2, 319, 900	皆増	_	1	2, 319, 900
財政調整基金取崩額	-	皆減	1, 467, 145	皆増	△ 1,467,145
実質単年度収支	3, 103, 934	=	△ 1, 334, 815	1, 760. 6	4, 438, 749

(単位:千円、%)

E ()	30 年 度		29 年 度		差引
区分	a	前年比	b	前年比	a-b
地方債現在高	241, 728, 627	98. 4	245, 620, 805	98. 7	△ 3, 892, 178
債務負担行為額	18, 936, 360	101. 0	18, 740, 570	82. 2	195, 790
主要3基金年度末現 在 高	19, 412, 652	112. 3	17, 279, 397	105. 1	2, 133, 255

注1 主要3基金・・・財政調整基金・減債基金・公共施設整備保全基金

## 2 各会計別収支状況

(単位:千円)

区分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支	29 年 度 実質収支
一 般 会 計	205, 885, 923	205, 116, 277	769, 646	405, 537	364, 109	196, 331
特別会計	103, 299, 536	97, 354, 517	5, 945, 019	-	5, 945, 019	5, 930, 596
国 民 健 康 保 険事 業 費	52, 188, 727	47, 575, 307	4, 613, 420	-	4, 613, 420	5, 005, 774
地 方 卸 売 市 場 事 業 費	402, 432	277, 713	124, 719	1	124, 719	108, 824
育英事業費	8, 425	8, 425	-	-	-	-
農業共済事業費	16, 197	9, 586	6, 611	I	6, 611	6, 793
公 共 用 地 先行取得事業費	2, 243, 468	2, 243, 468	1	-	-	-
公 害 病 認 定 患 者 救 済 事 業 費	18, 347	18, 241	106	_	106	240
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	40, 695	22, 349	18, 346	1	18, 346	22, 730
青 少 年 健 全育 成 事 業 費	6, 755	6, 755	1	I	1	-
介護保険事業費	42, 308, 263	41, 310, 181	998, 082	-	998, 082	602, 663
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	6, 066, 227	5, 882, 492	183, 735	-	183, 735	172, 974
駐車場事業費	0	0	-	-	_	10, 598
合 計	309, 185, 459	302, 470, 794	6, 714, 665	405, 537	6, 309, 128	6, 126, 927

(当年度未処分利 (前年度繰越利益 益剰余金又は当年 剰余金又は前年度

					(総収益)	(総費用)	(純利益又は損失)		世界宗立スはヨギ 度未処理欠損金)	繰越欠損金)
企	3	業	会	計	66, 616, 398	61, 566, 224	5, 050, 174	-	14, 989, 697	8, 610, 498
	水	道	事	業	9, 282, 743	7, 905, 994	1, 376, 749	-	1, 907, 714	-
	工業	美用	水道	事業	1, 805, 178	1, 431, 629	373, 549	-	593, 749	-
	下	水	道事	業	12, 498, 598	10, 879, 853	1, 618, 745	-	4, 196, 605	2, 000, 000
	モ - 競	- タ 走	ー ボ - 事	- ト 業	43, 029, 879	41, 348, 748	1, 681, 131	-	8, 291, 629	6, 610, 498

## 3 一般会計款別歳入

	款	平成30年度			亚式20左座			나 <del>하 변</del> ji
	汞人	平成30年度	前年比	構成比	平成29年度	前年比	構成比	比較増減
05	市税	79, 238, 902	100.6	38. 5	78, 767, 750	101. 4	39. 2	471, 152
10	地 方 譲 与 税	775, 527	100.9	0. 4	768, 808	99. 7	0.4	6, 719
11	利 子 割 交 付 金	132, 149	100. 3	0. 1	131, 754	151.3	0. 1	395
12	配当割交付金	395, 966	83. 5	0. 2	474, 105	136. 4	0. 2	△ 78,139
13	株式等譲渡所得割交付金	313, 846	65. 5	0. 1	478, 887	219. 5	0. 2	△ 165,041
14	地方消費税交付金	8, 055, 974	105. 1	3. 9	7, 666, 290	103. 4	3. 8	389, 684
16	自動車取得税交付金	341, 742	122. 0	0. 2	280, 200	127. 2	0. 1	61, 542
18	地 方 特 例 交 付 金	384, 750	119.8	0. 2	321, 208	103. 0	0. 2	63, 542
20	地 方 交 付 税	12, 190, 178	107. 0	5. 9	11, 395, 874	83. 3	5. 7	794, 304
25	交通安全対策特別交付金	62, 621	94. 5	0.0	66, 272	94. 6	0.0	△ 3, 651
30	分担金及び負担金	1, 509, 019	94. 3	0. 7	1, 600, 952	102. 3	0.8	△ 91,933
35	使用料及び手数料	6, 889, 838	102. 2	3. 3	6, 744, 570	99. 2	3. 4	145, 268
40	国庫 支出金	47, 098, 493	99. 0	22. 9	47, 557, 139	101.1	23. 7	△ 458, 646
45	県 支 出 金	11, 527, 129	94. 8	5. 6	12, 164, 330	105. 5	6. 1	△ 637, 201
50	財 産 収 入	2, 645, 787	87.8	1. 3	3, 013, 320	90. 4	1. 5	△ 367, 533
55	寄 付 金	214, 541	92. 1	0. 1	233, 027	212. 9	0. 1	△ 18, 486
60	繰 入 金	963, 655	63. 1	0. 5	1, 528, 252	85. 8	0.8	△ 564,597
65	繰 越 金	404, 884	62. 7	0. 2	646, 152	127. 0	0. 3	△ 241, 268
70	諸 収 入	6, 604, 856	102. 4	3. 2	6, 450, 256	79. 4	3. 2	154, 600
75	市 債	26, 136, 066	127. 3	12. 7	20, 524, 223	86. 9	10. 2	5, 611, 843
	숌 計	205, 885, 923	102. 5	100. 0	200, 813, 369	97. 9	100.0	5, 072, 554

## 4 一般会計款別歳出

	•		款			亚代20年度			亚戊20年度			一 比較増減	
			汞			平成30年度	前年比	構成比	平成29年度	前年比	構成比	<b>L</b>	
05	議		会		費	828, 253	105. 8	0.4	782, 600	98. 4	0. 4	45, 653	
10	総		務		費	17, 018, 106	106. 5	8.3	15, 986, 266	88. 9	8. 0	1, 031, 840	
15	民		生		費	98, 305, 625	97. 6	47. 9	100, 745, 850	102. 9	50.3	△ 2, 440, 225	
20	衛		生		費	13, 204, 833	98. 0	6. 5	13, 480, 196	95. 8	6. 7	△ 275,363	
25	労		働		費	164, 175	108. 0	0.1	152, 051	100. 6	0. 1	12, 124	
30	農	林	水	産 業	費	116, 341	95. 3	0. 1	122, 017	114. 6	0.0	△ 5,676	
35	商		I		費	1, 389, 347	99. 8	0.7	1, 392, 240	85. 7	0. 7	△ 2,893	
40	±		木		費	20, 573, 811	109. 9	10.0	18, 728, 797	83. 9	9. 3	1, 845, 014	
45	消		防		費	4, 906, 269	103. 3	2. 4	4, 748, 433	100. 7	2. 4	157, 836	
50	教		育		費	16, 688, 898	91. 2	8. 1	18, 297, 477	95. 9	9. 1	△ 1,608,579	
53	災	害	復	旧	費	30, 264	皆増	0.0	-	-	-	30, 264	
55	公		債		費	31, 863, 262	122. 8	15. 5	25, 955, 945	100. 9	13.0	5, 907, 317	
60	諸	支		出	金	27, 093	99. 6	0.0	27, 211	73. 4	0.0	△ 118	
65	予		備		費	-	_	-	_	_	-	-	
		合	i	t		205, 116, 277	102. 3	100. 0	200, 419, 083	98. 0	100.0	4, 697, 194	

## 5 一般会計性質別歳入

					<b>≖ *</b> 00 <b>* •</b>			11. +4 144 5-4
		平成30年度	前年比	構成比	平成29年度	前年比	構成比	比較増減
自	主 財源	98, 471, 482	99. 5	47. 8	98, 984, 279	99. 1	49.3	△ 512,797
	市税	79, 238, 902	100. 6	38. 5	78, 767, 750	101. 4	39. 2	471, 152
	使用料及び手数料	6, 889, 838	102. 2	3. 3	6, 744, 570	99. 2	3.4	145, 268
	繰 入 金	963, 655	63. 1	0. 5	1, 528, 252	85. 8	0.8	△ 564,597
	そ の 他	11, 379, 087	95. 3	5. 5	11, 943, 707	87. 6	5. 9	△ 564,620
依	存 財源	107, 414, 441	105. 5	52. 2	101, 829, 090	96. 7	50. 7	5, 585, 351
	地方消費税交付金	8, 055, 974	105. 1	3. 9	7, 666, 290	103. 4	3.8	389, 684
	地 方 交 付 税	12, 190, 178	107. 0	5. 9	11, 395, 874	83. 3	5. 7	794, 304
	国 庫 支 出 金	47, 098, 493	99. 0	22. 9	47, 557, 139	101. 1	23. 7	△ 458,646
	県 支 出 金	11, 527, 129	94. 8	5. 6	12, 164, 330	105. 5	6. 1	△ 637, 201
	市 債	26, 136, 066	127. 3	12. 7	20, 524, 223	86. 9	10. 2	5, 611, 843
	そ の 他	2, 406, 601	95. 5	1. 2	2, 521, 234	124. 5	1. 2	△ 114, 633
	合 計	205, 885, 923	102. 5	100. 0	200, 813, 369	97. 9	100.0	5, 072, 554
	市税	79, 238, 902	100. 6	38. 5	78, 767, 750	101. 4	39. 2	471, 152
	地 方 譲 与 税	775, 527	100. 9	0. 4	768, 808	99. 7	0.4	6, 719
	利 子 割 交 付 金	132, 149	100. 3	0. 1	131, 754	151. 3	0. 1	395
	配 当 割 交 付 金	395, 966	83. 5	0. 2	474, 105	136. 4	0. 2	△ 78, 139
	株式等譲渡所得割交付金	313, 846	65. 5	0. 1	478, 887	219. 5	0. 2	△ 165,041
	地方消費税交付金	8, 055, 974	105. 1	3. 9	7, 666, 290	103. 4	3.8	389, 684
	自動車取得税交付金	341, 742	122. 0	0. 2	280, 200	127. 2	0. 1	61, 542
	地 方 特 例 交 付 金	384, 750	119.8	0. 2	321, 208	103. 0	0. 2	63, 542
	地 方 交 付 税	12, 190, 178	107. 0	5. 9	11, 395, 874	83. 3	5. 7	794, 304
	交通安全対策特別交付金	62, 621	94. 5	0.0	66, 272	94. 6	0.0	△ 3,651
	市 債	8, 174, 766	104. 2	4. 0	7, 845, 323	95. 2	3.9	329, 443
主	な 一 般 財 源	110, 066, 421	101.7	53. 5	108, 196, 471	99. 2	53.8	1, 869, 950
注	1 主な一般財源の市債につい	ては、臨時財政対策	賃債					

地	7	方	交	ſ	t	税	12, 190, 178	107. 0	5. 9	11, 395, 874	83. 3	5.7	794, 304
	普	通	交		付	税	11, 697, 359	107. 1	5. 7	10, 924, 552	82. 9	5. 4	772, 807
	特	別	交		付	税	492, 819	104. 6	0. 2	471, 322	94. 3	0. 2	21, 497
臨	時	財	政	対	策	債	8, 174, 766	104. 2	4. 0	7, 845, 323	95. 2	3. 9	329, 443
合						計	20, 364, 944	105.8	9. 9	19, 241, 197	87. 8	9. 6	1, 123, 747

## 6 一般会計性質別歳出

	•							亚代20左连			亚代20左连			
								平成30年度	前年比	構成比	平成29年度	前年比	構成比	比較増減
消		費	的		経		費	135, 895, 276	99. 7	66. 3	136, 336, 359	100. 3	68. 0	△ 441,083
	人		1	件			費	28, 037, 987	102.0	13. 7	27, 480, 556	96. 5	13. 7	557, 431
	物		1	件			費	18, 892, 980	100.8	9. 2	18, 750, 800	101.0	9. 4	142, 180
	扶		I	助			費	72, 844, 455	98. 1	35. 5	74, 219, 646	101. 2	37. 0	△ 1, 375, 191
	そ		Ó	の			他	16, 119, 854	101.5	7. 9	15, 885, 357	102. 0	7. 9	234, 497
投		資	的		経		費	18, 907, 625	99. 5	9. 2	18, 998, 284	85. 7	9. 5	△ 90,659
	普	通	建	设	事	業	費	18, 675, 609	98. 3	9. 1	18, 998, 284	85. 7	9. 5	△ 322, 675
	災	害	復	IB	事	業	費	232, 016	皆増	0. 1	_	-	-	232, 016
貸		ſ	†	4.	金		等	4, 179, 274	110. 7	2. 0	3, 774, 620	73. 7	1. 9	404, 654
公			債				費	31, 863, 163	122. 8	15. 5	25, 955, 846	100. 9	13. 0	5, 907, 317
他	ź	살	計	繰	E	Ł	金	14, 270, 939	92. 9	7. 0	15, 353, 974	98. 6	7. 6	△ 1,083,035
予			備				費	1	ı	-	ı	I	-	-
			合	計	+			205, 116, 277	102. 3	100. 0	200, 419, 083	98. 0	100. 0	4, 697, 194
義		務	的		経		費	124, 786, 005	100. 1	60. 8	124, 644, 048	99. 5	62. 2	141, 957
	人		1	件			費	28, 037, 987	102. 0	13. 7	27, 480, 556	96. 5	13. 7	557, 431
	扶		J	助			費	72, 844, 455	98. 1	35. 5	74, 219, 646	101. 2	37. 0	△ 1, 375, 191
	公		1	債			費	23, 903, 563	104. 2	11. 7	22, 943, 846	97. 9	11. 4	959, 717

注1 義務的経費の公債費は、借換え分を除く。

人		件		費	28, 037, 987	102. 0	13. 7	27, 480, 556	96. 5	13. 7	557, 431
	職	員	給	与	18, 982, 627	102. 2	9. 3	18, 574, 982	101. 1	9. 3	407, 645
	退	職	手	当	1, 671, 417	119. 7	0. 8	1, 396, 286	50. 0	0. 7	275, 131
	そ	Ø	1	他	7, 383, 943	98. 3	3. 6	7, 509, 288	102. 9	3. 7	△ 125, 345

注2 職員給与は、一般職にかかる給料及び職員手当(退職手当、児童手当を除く。)の総額

## 7 一般会計歳入決算額(対予算額)

(単位:千円)

	款	当初予算額	補正予算額	29年度から の繰越額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
05	市税	78, 492, 031	777, 000		79, 269, 031	82, 361, 914	79, 238, 902	284, 581	2, 848, 740
10	地 方 譲 与 税	746, 301	0		746, 301	775, 527	775, 527		
11	利 子 割 交 付 金	74, 000	60, 000		134, 000	132, 149	132, 149		
12	配 当 割 交 付 金	354, 000	0		354, 000	395, 966	395, 966		
13	株式等譲渡所得割交付金	638, 000	0		638, 000	313, 846	313, 846		
14	地方消費税交付金	8, 250, 000	0		8, 250, 000	8, 055, 974	8, 055, 974		
16	自動車取得税交付金	291, 000	70, 000		361, 000	341, 742	341, 742		
18	地方特例交付金	383, 000	0		383, 000	384, 750	384, 750		
20	地 方 交 付 税	11, 850, 000	289, 359		12, 139, 359	12, 190, 178	12, 190, 178		
25	交通安全対策特別交付金	69, 000	0		69, 000	62, 621	62, 621		
30	分担金及び負担金	1, 502, 649	6, 352		1, 509, 001	1, 723, 374	1, 509, 019	13, 325	201, 103
35	使用料及び手数料	6, 924, 996	0		6, 924, 996	7, 282, 104	6, 889, 838	3, 265	389, 180
40	国庫支出金	47, 301, 593	△ 980, 532	1, 605, 871	47, 926, 932	48, 202, 485	47, 098, 493		1, 103, 992
45	県 支 出 金	12, 408, 059	△ 726, 747	44, 091	11, 725, 403	11, 574, 554	11, 527, 129		47, 425
50	財 産 収 入	1, 618, 699	1, 049, 058		2, 667, 757	2, 660, 394	2, 645, 787		14, 607
55	寄 付 金	123, 463	58, 615		182, 078	214, 541	214, 541		
60	繰 入 金	4, 671, 055	Δ 2, 283, 133		2, 387, 922	963, 655	963, 655		
65	繰 越 金	1	206, 928	197, 955	404, 884	404, 884	404, 884		
70	諸 収 入	6, 508, 753	12, 827		6, 521, 580	8, 765, 110	6, 604, 856	68, 581	2, 091, 820
75	市債	24, 393, 400	566	4, 080, 900	28, 474, 866	27, 510, 766	26, 136, 066		1, 374, 700
	合 計	206, 600, 000	△ 1, 459, 707	5, 928, 817	211, 069, 110	214, 316, 534	205, 885, 923	369, 752	8, 071, 567

注1 収入未済額欄は実質収入未済額を記載している。

## 8 一般会計歳出決算額(対予算額)

(単位:千円)

+L			Γ			1	-11	R1年度への	0			
	款		当初予算額	補正予算額	29年度から の繰越額	予備費充当額	予算現額	支出済額	繰越額	不用額		
05	議		会	1	848, 004	△ 5,462			842, 542	828, 253		14, 289
10	総		務	1	图 14, 931, 039	2, 384, 827	270, 077	71, 069	17, 657, 012	17, 018, 106	205, 300	433, 606
15	民		生	iq.	图 101, 800, 084	Δ 1,807,007	241, 108	27	100, 234, 212	98, 305, 625	815, 907	1, 112, 680
20	衛		生	1	13, 529, 927	Δ 41, 270	44, 974	206	13, 533, 837	13, 204, 833	56, 221	272, 783
25	労		働	1	162, 112	11, 282			173, 394	164, 175		9, 219
30	農	林力	水 産	業	120, 971	14, 508		12	135, 491	116, 341	12, 583	6, 567
35	商		I	1	1, 720, 365	△ 255,069			1, 465, 296	1, 389, 347	42, 744	33, 205
40	±		木	1	20, 317, 893	△ 643, 320	2, 464, 523	417	22, 139, 513	20, 573, 811	1, 149, 840	415, 862
45	消		防	ij	4, 917, 744	61, 901		240	4, 979, 885	4, 906, 269	28, 968	44, 648
50	教		育	iş,	16, 005, 757	△ 1,139,486	2, 908, 135	8, 880	17, 783, 286	16, 688, 898	444, 690	649, 698
53	災	害	復	旧	£ 1	195, 222		14, 907	210, 130	30, 264	175, 400	4, 466
55	公		債	iş,	32, 118, 876	△ 235,833			31, 883, 043	31, 863, 262		19, 781
60	諸	支	Ш	1 3	27, 227				27, 227	27, 093		134
65	予		備	i P	100,000			△ 95,758	4, 242			4, 242
		合	Ħ		206, 600, 000	△ 1,459,707	5, 928, 817	-	211, 069, 110	205, 116, 277	2, 931, 653	3, 021, 180

## 9 基金現在高集計表

(単位:千円)

	平成29年度末	平成30年	F度増減	平成30年度末
	現在高	積立額	取崩額	現在高
財 政 調 整 基 金	6, 151, 370	616, 256	1	6, 767, 626
減 債 基 金	8, 045, 436	1, 841, 850	621, 877	9, 265, 409
公共施設整備保全基金	3, 082, 591	461, 793	164, 767	3, 379, 617
公害病認定患者救済事業基金	252, 917	1	10, 839	242, 078
市民福祉振興基金	1, 704, 464	26, 237	14, 039	1, 716, 662
環 境 基 金	695, 193	32, 817	15, 131	712, 879
緑 化 基 金	602, 323	1, 355	2, 195	601, 483
育 英 事 業 基 金	511, 431	480	5, 861	506, 050
動物愛護基金	31, 306	12, 294	4, 272	39, 328
富松住宅管理基金	195, 184	14, 821	-	210, 005
青少年健全育成基金	441, 512	1, 978	3, 290	440, 200
教育 振 興 基 金	207, 389	20, 695	12, 962	215, 122
新本庁舎建設基金	513, 528	253, 795	1	767, 323
みんなの尼崎城基金	208, 070	92, 003	126, 860	173, 213
文 化 振 興 基 金	-	11, 501		11, 501
歴史博物館資料取得基金(※)	150, 000	-	-	150, 000
介護給付費準備基金	1, 788, 215	194, 571	-	1, 982, 786
슴 탉	24, 580, 929	3, 582, 446	982, 093	27, 181, 282

<sup>※</sup> 歴史博物館資料取得基金の現在高は、資料を含む。

#### 10 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

 
 ①実質赤字比率
 =
 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

 本市の比率
 △354,557千円(黒字) 99,997,802千円
 =
 △0.35%

 ②連結実質赤字比率
 =
 連結実質赤字額 標準財政規模

#### (実質収支の状況)

(単位:百万円、%)

		会 計 名	実質収支額
	対へ	一般会計	354
_	象 実 と 質	育英事業費会計	_
般	と貢な赤	公共用地先行取得事業費会計	_
会 計	る字	公害病認定患者救済事業費会計	0
等	会 比 計 率	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	_
	$\sim$ 00	青少年健全育成事業費会計	_
		実質収支額 A	355
		① 実質赤字比率	- (△ 0.35)
	公	水道事業会計	9, 123
	営	工業用水道事業会計	8, 869
	企	下水道事業会計	10, 389
公	業 会 計	モーターボート競走事業会計	8, 501
営事		地方卸売市場事業費会計	125
業	н	小計 B	37, 008
会	そ	国民健康保険事業費会計	4, 613
計	の (1)	介護保険事業費会計	998
	他の	後期高齢者医療事業費会計	184
	会	農業共済事業費会計	7
	計	小計 C	5, 802
		連結実質収支額 A+B+C	43, 165
		② 連結実質赤字比率	- (△43.16)

- 注1 公営企業会計における実質収支額は資金不足・剰余額
- 注2 健全化判断比率の算定にかかる実質収支額からは、事業繰越額 (災害援護 資金貸付金回収金の一部等) が除かれている。

#### 11 実質公債費比率

(地方債の元利償還金 + 準元利償還金 - 特定財源) -

③実質公債費比率 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

#### (平成30年度の実質公債費比率の算定)

	実質公債費比率 (単年度)
平成28年度	14. 07
平成29年度	13. 44
平成30年度	11. 38

実質公債費比率 (3か年平均)
12. 9%

平成30年度単年度の比率

#### (実質公債費比率の推移)

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年度比較
実質公債費比率	13. 9	13. 5	12. 9	△ 0.6

<sup>※</sup>各年度の比率は、当該年度、前年度、前々年度の3ヵ年平均

#### 12 将来負担比率

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

291, 715, 233千円-213, 796, 578千円 本市の比率 = 88. 2% 88, 253, 654千円

#### (将来負担比率の推移)

(単位:%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年度比較
将来負担比率	112. 3	102. 6	88. 2	△ 14.4

#### 将来負担額の主な内容

- (1)地方債残高
- (2)債務負担行為に基づく支出予定額
- (3)公営企業会計等に係る地方債の償還に対する繰入見込額
- (4)退職手当負担見込額
- (5)外郭団体等に対する負担額等見込額 など

#### 13 資金不足比率

#### 資金不足比率

(単位:%)

				<u> </u>
公営企業会計の名称		平成30年度 決 算	平成29年度 決 算	経営健全化基準
	水道事業会計	1	-	20. 0
法適用企業	工業用水道事業会計	1	-	20. 0
企業	下水道事業会計	1	-	20. 0
	モーターボート競走事業会計	1	-	20. 0
企業 適用	地方卸売市場事業費会計	_	_	20. 0

資金不足比率は、標準財政規模に対する資金不足額の割合で、本市では 5 会計が対象となっており、資金不足が生じない場合は、「 - 」表示となっている。

## 用語解説

語句	解 説
	ア行
依存財源	国(都道府県)の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられ
	たりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与
	税等がこれに該当する。
	カ行
借換債	過去に借り入れた地方債を、特定の年度(概ね借り入れから 10 年目)に、
	元金の残額をいったん全額返済し、再度同額を新たな金利で借り直すこと。
	いったん返済した額と同額を借り入れるため地方債現在高には影響しない。
基準財政収入	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体の財政力を合理的
額	に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入のう
	ち一定割合(概ね75%)により算出された収入額である。
基準財政需要	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を
額	合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」で
	あり、各自治体が実際に支出した額あるいは支出しようとする額ではなく、
	各団体の人口等を基礎として、各行政費目ごとに一定の方法で算出された需
	要額である。
義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件
	費、扶助費及び公債費を指す。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ない
	ものであり、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけ
	られている。また、公債費は負債の償還に要する経費となっている。
操越	・予算の繰越
	各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければ
	ならないという予算に関する原則(会計年度独立の原則)の例外として、当   
	該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいい、繰越明
	許費の繰越、事故繰越しなどがある。
	・繰越明許費の繰越
	歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により当該年
	度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところに
	より翌年度に限り繰り越して使用すること。
	・事故繰越し
	歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事   ###################################
	故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用する     - L
	こと。
	・翌年度に繰り越すべき財源 
	繰越明許費や事故繰越しなどにより、翌年度に繰り越された歳出予算に充
	当する財源

語句	解説
経営健全化基	
準	全化団体となり、経営健全化計画を定め、議会の監視の下で自主的に財政健
	全化に努めなければならない。
	・資金不足比率の経営健全化基準・・・20%
	健全化法施行以前の地方債協議・許可制度における許可制移行基準
	(10%) の 2 倍に設定されている。
形式収支	歳入決算額一歳出決算額
経常収支比率	当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によっ
121111222	て求められる。
	とれるかられる。    経常の表現の
	この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に対して地方税、
	地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入がどの程度充当されてい
	るかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標
	として用いられる。
公共施設マネ	本市の公共施設全体に対して中長期的視点で、量、質、運営コスト等の最
ジメント計画	適化を目指す計画であり、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に①
	過化を日指す計画であり、「た場所な共加設マネクグラド基本分割」に   「圧縮と再編」、②「予防保全による長寿命化」、③「効率的・効果的な運
	当」の 3 つの力調を拘りている。   令和 元 年 7 月には、圧縮と再編に係る取組として、見直し対象施設の規
	中間 元 年 7 月には、圧幅と再幅に除る収配として、見直じ対象心設の機     模、場所、スケジュールなどの具体的取組内容を示した第 1 次尼崎市公共施
	設マネジメント計画(方針 1:圧縮と再編の取組)の「今後の具体的な取
	組」を策定し、また、平成 31 年 1 月には、予防保全による長寿命化の取組      として、具体的取組を盛り込んだ「第 1 次保全計画」を策定している。
	①「圧縮と再編」の取組に伴い生じる不動産売払収入については、原則と
	して基金に積み立て、施設の整備等に際して発行した市債の償還等に充当す
	る。

語句	解說
	サ行
財政再生基準	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の 3 つの指標のうち、
	いずれか一つでも基準以上となった場合は、財政再生団体となり、財政再生
	計画を定め、国の関与の下で財政健全化を図らなければならない。事実上、
	地方公共団体の予算編成権がなくなり、自治権が制限されることになる。
	・実質赤字比率の財政再生基準・・・20%
	旧再建法の起債制限基準を用い、市町村は20%で設定されている。
	・連結実質赤字比率の財政再生基準・・・30%
	早期健全化基準と同様の考え方で、実質赤字比率の財政再生基準
	(20%) に 10%を加算し、市町村については、30%で設定されている。
	経過措置として、平成 20 年度決算及び平成 21 年度決算は 40%、平成 22
	年度決算は35%、平成23年度以降は30%とされている。
	・実質公債費比率の財政再生基準・・・35%
	健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可
	が制限されることとなる基準である 35%となっている。
債務保証	円滑な事業の推進を図るため、法人(土地開発公社等)が金融機関等から
	受ける融資に対し、債務が履行されない場合、地方公共団体が返済等の代位
	弁済を定めた契約を締結すること。
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。
	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較
	して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。
市債充当率の	地方公共団体は、施設を建設する場合など将来活用する住民にも経費の一
嵩上げ	部を負担してもらった方が公平な場合に、市債(一会計年度数を越える借入 
	金)を発行することができる。
	市債の充当率(一般的には 75%)は定められているが、この充当率をアッ
	プすることにより、事業歳出における借入金の比率を上げ、一般財源の縮小
	を図るもの。
自主財源 	地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担
	金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当
	する。
実質赤字比率 	一般会計のほか、公営事業会計を除く特別会計で、公害病認定患者救済事
	業費会計など 5 特別会計(以下「一般会計等」という)を対象とした会計の
	実質赤字額で、資金ショートの大きさを示すものである。
実質公債費比	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本
<u>率</u> 	とした額に対する比率。
	借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度
	を示す指標ともいえる。
実質収支	形式収支ー翌年度に繰り越すべき財源

語句	解認					
実質単年度収	単年度収支+財政調整基金積立金+繰上償還金ー財政調整基金取崩し額					
支						
消費的経費	人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金補助及び交付金等で、その					
	経費の支出効果がその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいい、後年					
	度に形を残さない性質の経費					
将来負担比率	公営企業や地方公社、第三セクター等も含め、一般会計等が実質的に負担					
	するものを負債として捉えるべきといった考え方に基づいて、現状では財政					
	が健全であっても、実質的な債務が増大することにより、将来の収支や公債					
	費負担に重大な影響を与える可能性があることから、そのような事態を未然					
	に防ぎ、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保するため、地方公共団					
	体の実質的な負債と当該団体の財政規模の償還能力を比較する指標である。					
早期健全化基	実質赤字比率をはじめとする 4 つの指標のうち、いずれか一つでも基準以					
準	上となった場合は、財政健全化団体となり、財政健全化計画を定め、議会の					
	監視の下で自主的に財政健全化に努めなければならない。					
	・実質赤字比率の早期健全化基準・・・11.25%(本市の場合)					
	地方債協議・許可制度における許可制移行基準(2.5%から 10%)と財					
	政再生基準(20%)との中間値をとり、市町村については、財政規模に応					
	して 11.25%から 15%で設定されている。					
	・連結実質赤字比率の早期健全化基準・・・16.25%(本市の場合)					
	実質赤字比率の早期健全化基準(11.25%から15%)に公営企業会計等					
	における経営健全化等を踏まえて 5%を加算し、市町村については、財政					
	規模に応じて 16.25%から 20%で設定されている。					
	・実質公債費比率の早期健全化基準・・・25%					
	健全化法施行以前の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許					
	可が制限されることとなる基準である 25%となっている。					
	・将来負担比率の早期健全化基準・・・350%					
	将来負担比率は財政再生基準がなく、早期健全化基準のみとされ、その					
10 11 12 124	基準は350%で設定されている。					
損失補償	特定の事業の振興等を図るため、特定の団体が金融機関等から融資を受ける場合。その影響が実際である。					
	る場合、その融資が返済不能となり、金融機関等が損失を被ったときに地方					
	│公共団体が融資を受けた団体に代わって損失を補償(穴埋め)すること。 │					
	タ行					
退職手当債	地方公共団体の退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるために起こ					
	す地方債であり、特例債のひとつである。					
単年度収支	実質収支-前年度実質収支					

語句	解説				
地方交付税	地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政水準				
	   を維持できるよう財源を保障するため、所得税、法人税、酒税、消費税の一				
	定割合と地方法人税の全額を国から地方に交付するもので、国庫補助金など				
	と異なり、その使途は特定されない。				
	   地方交付税のうち、総額の 94%は普通交付税、6%は特別交付税として交				
	付される。				
	普通交付税は、自治体ごとに算定される基準財政需要額が基準財政収入額				
	を超える場合、その超える額を財源不足額として交付されるものであり、一				
	方、特別交付税は、災害等のほか、特別な財政需要など普通交付税の算定に				
	反映されなかった具体的な事情を考慮して交付されるもの。				
地方債現在高	地方公共団体が資金調達するための市債の借入金残高				
統一的な基準	発生主義・複式簿記の考え方を採用し、従来の官庁会計では見えにくい減				
による財務書	価償却費、退職手当引当金といったコスト情報を把握・見える化すること				
類	で、説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能を向上させるために、全				
	国的に統一的な財務書類の作成基準が設けられているもの。				
	なお、本市においてはこの基準に基づき、財務書類の作成を平成 28 年度決				
	算分から作成している。				
	八行				
標準財政規模	地方公共団体の標準的な行政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示す				
	もので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算				
	したものである。				
	ヤ行				
有形固定資産	保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累				
減価償却率	計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程				
	度経過しているのかを把握することができる指標。				
	ラ行				
臨時財政対策	地方財源の不足に対応するため、各自治体において発行が認められる地方				
債	債で、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うこととなっている。				
	この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度、				
	基準財政需要額に算入されることとなっている。				
連結実質赤字	本市が設置する全 15 会計 (一般会計等に、国民健康保険事業費会計や水道				
比率	事業費会計などの公営事業会計を加えたもの)の実質収支額あるいは、資金				
	不足・剰余額を連結して、赤字比率を算定したものである。				

## 健全化判断比率等の対象会計等(尼崎市)

尼崎市	一般会計			— — 般	実質 / / /				
			育英事業費会計						
		公共用地先行取得事業費会計	会 計 等						
			公害病認定患者救済事業費会計	寺	<u> </u>				
			母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会	計					
	特	別 会 計	青少年健全育成事業費会計						
			国民健康保険事業費会計		 質 赤				
		介護保険事業費会計		字   月					
			後期高齢者医療事業費会計						
		農業共済事業費会計	公営	本					
		法非適 用企業	地方卸売市場事業費会計(市場事業)	営 事 業	資				
	法適用企業		水道事業会計		金 / /				
		工業用水道事業会計	ā l						
		企業	下水道事業会計		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
			モーターボート競走事業会計						
	一部事務 組合、 広域連合		丹波少年自然の家事務組合						
			阪神水道企業団		\				
			兵庫県競馬組合		\				
			兵庫県後期高齢者医療広域連合		V /				
			尼崎市土地開発公社(債	務保証)					
		地方公社、   第三セクター	(社福)阪神福祉事業団 (損	失補償)	\ /				
	71-077		兵庫県信用保証協会(損	失補償)	V				

市町村	財政健全化計画を作成	11.25% ~15%	16.25% ~20%	25%	350%
	財政再生計画を作成	20%	<b>※</b> 30%	35%	

※平成20年度決算及び平成21年度決算は40%、平成22年度決算は35%、平成23年度決算以降は30%

尼崎市が適用される早期健全化基準	11.050/	16.05%	25%	250%
(標準財政規模500億円以上のランクに該当)	11.25%	10.23%	25%	350%

